

10月9日

○議長（湯之原一郎君） これから本日の会議を開きます。
(午前10時23分開議)

○議長（湯之原一郎君） 会議は、お手元に配付しております日程により議事を進めます。

○議長（湯之原一郎君） 日程第1、行政報告を行います。
市長より行政報告の申し出がありました。これを許します。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

始良市雇用対策に関する協定締結につきまして、行政報告を申し上げます。

10月1日に厚生労働省鹿児島労働局との間で、県内初の雇用対策に関する協定を締結いたしました。この協定は、本市が行う雇用に関する施策と労働局及びハローワークにおける職業紹介、企業指導などの雇用に関する施策が密接な関連のもとに、円滑かつ効果的に実施されるよう協力することを目的としております。主な内容としましては、本市と労働局で設置する運営協議会において、雇用対策協定に基づく事業計画を策定し、本市と労働局が連携し、推進していくものであります。

今回の協定締結により、全国のネットワークを生かし、相互の連携と役割分担が明確となり、来春開業予定の大型商業施設をはじめとした、市内企業の人材確保支援、新卒者やU・I・Jターン希望者等に対する新たな雇用機会の創出、さらに、若者、女性、障がい者、高齢者等の求職者に対する就労支援など、効果的な雇用対策の推進を期待しているところであります。また、本市が働く人にとって魅力あるまちであると同時に、ワークライフバランスが持続可能な雇用環境の実現に向けても相互に連携を図っていきたいと考えております。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、行政報告は終わりました。

○議長（湯之原一郎君）

日程第2、議案第68号 平成26年度始良市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第3、議案第69号 平成26年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について

日程第4、議案第70号 平成26年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について

日程第5、議案第71号 平成26年度始良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6、議案第72号 平成26年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定について

日程第7、議案第73号 平成26年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算認定について

日程第8、議案第74号 平成26年度始良市簡易水道施設事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第9、議案第75号 平成26年度始良市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10、議案第76号 平成26年度始良市地域下水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11、議案第77号 平成26年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12、議案第78号 平成26年度始良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13、議案第79号 平成26年度始良市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

及び

- 日程第14、議案第80号 平成26年度始良市水道事業会計決算認定について

までを一括議題とし、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（神村次郎君） 登壇

皆さん、おはようございます。傍聴においでいただき、ありがとうございます。

ただいま議題となりました議案第68号 平成26年度始良市一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第80号 平成26年度始良市水道事業会計決算認定についてまでの13件の決算認定議案について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果について、一括して報告いたします。

この13件の議案は、9月4日の本会議に上程され、9月14日開会の本会議で質疑の後、議長と議会選出の監査委員を除く22名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置して付託され、委員長などの選出が行われ、委員長に私神村次郎が、副委員長に東馬場弘委員が選出されました。

続いて、決算審査の進め方・要領について、次のように決定しました。それぞれの委員が属する常任委員会ごとに班を構成し、各委員長が班長として審査にあたります。ただし、総務班は、委員長が決算審査特別委員長に就任しておりますので、副委員長が班長の任にあたります。審査の日程は、会期日程により各班で随時審査を行い、10月6日までには全ての審査を終了し、10月7日の班長会議において意見調整及び集約を行い、10月8日に決算審査特別委員会を開き、班長はそれぞれの班における審査の経過と指摘事項について報告し、その後、プロジェクターによる完成現場の紹介、質疑、討論、採決の順序で審査を終了することにしました。各班の審査の範囲は、各常任委員会所管の範囲であります。

審査の着眼点としましては、議員必携に述べられていますが、その中で最も力点を置かなければならないことは、予算が議決した趣旨と目的に沿って、効率的かつ的確に執行されたかどうか。それによってどのように行政効果が発揮できたのか。また、それらを踏まえ、今後の行財政運営において、どのような改善工夫がなされるべきかを着眼点として審査を進めることとしました。

では、議案第68号 平成26年度始良市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額320億5,257万1,196円、歳出総額は309億9,846万5,530円、差し引き10億5,410万5,666円です。

次に、歳入の特徴ですが、1つ目、収入済み額は、予算現額と比べて1億9,835万804円の減であります。減の主な理由は、国庫支出金が5億1,869万6,963円、市債が3億3,270万円、県支出金が6,052万533円で、増の主な内訳は、市税3億762万5,687円、地方交付税1億2,104万1,000円、財産収入6,772万4,740円であります。

2つ目、当年度決算額は、歳入で、前年度に対して30億6,033万8,305円の増であります。当市の歳入は、市税を主とした自主財源と、地方交付税を主とした依存財源に区別して分析すると、自主財

源は、根幹となる市税69億2,349万3,687円を柱に、計101億3,051万3,321円となっています。依存財源は、地方交付税85億1,841万6,000円を主に、計219億2,205万7,875円となっています。したがって、当年度歳入は依存財源が主因であります。

3番目、当年度の市債は46億8,732万円で、そのうち、教育債が12億5,880万円、臨時財政対策債11億6,810万円、合併推進事業債11億1,110万円で、市債に占める割合は75%となっています。市債の平成26年度末現在高は334億1,576万9,000円となっています。内訳は、臨時財政対策債121億4,375万4,000円、及び一般単独事業債84億6,951万1,000円が多額であり、そのほかでは、教育・福祉施設等整備事業債45億2,311万3,000円、過疎対策事業債22億2,158万7,000円が主なものであります。

次に、財政運営についてであります。歳入歳出差し引き額は10億5,410万5,666円となりますが、翌年度へ繰り越すべき財源として9,755万9,000円がありますので、これを差し引いた実質収支額は9億5,654万6,666円となり、黒字決算であります。

次に、経常収支比率についてであります。経常収支比率は、財政構造の弾力性及び硬直度を示す指標として用いられており、都市にあっては、通常75%程度以内が妥当と考えられていますが、当年度は91.3%です。前年度と比較して0.2ポイント高くなり、類似団体の平成25年度数値と比較しても1.7ポイント高く、やや硬直化してきておりますので、さらなる経常経費などの節減に努めるとともに、今後の推移に注視する必要があります。

次に、実質公債費比率についてであります。実質公債費比率は、自治体の収入に対する負債返済の割合を示すもので、この数値が高いほど財政硬直の一因となるものとされ、比率が18%以上だと、新たな借入れをするためには国や県の許可が必要になります。平成26年度は11.8%で、前年度と比較すると0.5%下回っています。

次に、財政力指数についてであります。財政力指数は、指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い自治体ということになります。当年度は0.47で、前年度を0.01ポイント上回っています。また、類似団体の平成25年度数値と比較すると0.16ポイント下回っていますので、指数向上のため自助努力をすべきであります。

次に、行政水準確保の向上についてであります。行政水準の向上のための投資的経費の割合は、構成比23%で、対前年度比6.2%高くなっています。決算額は70億6,949万3,000円です。その内訳としましては、普通建設事業費68億3,115万2,000円、災害復旧費2億3,834万1,000円となっています。

次に、財源の構成比についてであります。財源の構成比は、自主財源は32%、依存財源が68%であり、前年度は自主財源が33.9%、依存財源が66.1%であります。前年度に比べ、自主財源が1.9ポイント低くなり、財政基盤は堅固であるとは言えません。普通交付税の合併算定がえ効果は平成26年度までで、平成27年度以降の減少は確実であるため、自治体の財政運営にとって、行政サービスの質を向上させるためには自主財源の適切な確保が不可欠であります。

次に、市債残高についてであります。市債残高は334億1,576万9,000円で、前年度比2.7%の増となっています。これは、松原なぎさ小学校と給食室別棟の建設に伴う教育債の増、及び消防庁舎建設に伴う合併推進事業債の増によるものであるが、今後も増加の可能性が考えられますので、一層の財政運営の改善と健全化を図る必要があります。

次に、基金についてであります。基金の設置数は25基金で、基金残高は75億9,390万2,000円で、対前年度末現在高より6億664万円の減額となっています。いずれの基金も、条例などの規定に沿った計画的な積み立てと効果的な運用が図られることを望みます。

次に、歳入の概要について申し上げます。収入済額は320億5,257万1,196円で、予算現額に対して99.4%、調定額に対して98.2%となっています。市税の収入率は93.6%で、前年度と比べ0.3ポイント上昇しています。徴収額では、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税が前年度より増額となり、市民税、入湯税が減少しています。収入未済額については、徴収に向けての積極的な働きかけや、実情に合わせた納税相談の実施などにより効果を上げています。今後も引き続き未収金の解消に取り組んでもらいたい。市税の不納欠損額は、1,987件の2,168万3,084円となっています。税の公平性からしても、今後とも時効中断などの徴収努力が求められます。

次に、歳出の概要についてであります。歳出について申し上げます。予算現額が322億5,092万2,000円に対し、支出済額が309億9,846万5,530円で、執行率は96.1%となっています。また、不用額は4億3,722万8,470円で、主に民生費1億7,840万5,900円、農林水産業費5,199万7,637円、土木費4,728万1,800円、総務費4,082万9,865円、衛生費3,986万8,223円であります。

次に、評価する点について申し上げます。1番目、コンビニ収納の開始、収納管理課職員による滞納処分等の強化、県との合同徴収など、市税、国保税、市県民税などの徴収率が向上した。2番目、中山間地域移住定住促進事業については、16世帯58人が対象地区に移住し、中山間地域の活性化、地域づくりに寄与することができた。今後もさらなる事業の推進を期待する。3番目、行政などの広報などにより、資源物の分別が徹底され、平成26年度一般の家庭ごみが減少した。4番目、松原なぎさ小学校と給食室別棟が完成し、子どもたちの教育環境の整備が整い、市内外から注目を集めた。5番目、新規就農者支援事業の意義や目的を踏まえて運用されたことで、新規就農者も後継者も増加し、さらに継続して就農しており、就農者の定着が図られた。6番目です。公園トイレの洋式便座、流水擬音装置、オストメイトなどの設置で利便性が高められたことと、浄化槽の設計を精査することで500万円の経費節減を図った。また、このことは今後の公園トイレの整備方針にも位置づけられている。

以上、一般会計の決算審査については、監査委員の意見書、執行部が提出した成果報告書などを参考に審査を行いました。予算の執行状況は、歳入歳出ともおおむね健全な財政運営がなされていると言えます。なお、財政各指数は、全国の類以団体と比較しても良好な数値となっています。

限られた財源で最大の成果が得られるよう、行財政の運営に努力されることを望み、審査の過程で指摘事項がありましたので、以下述べておきます。1番目、プレミアム商品券は、土・日の販売や整理券の発行など、販売窓口をふやして、広く市民に行き渡るような対策を講じること。市税徴収の努力は評価するが、加治木総合支所・蒲生総合支所の税務分室と連携をとり、さらなる財源確保に努める。3番目、加治木・蒲生総合支所が身近な役所としての機能の維持向上を図る上からも、総合支所長への権限や予算の拡充を図ること。4番目、職員健康診断の受診・再検査を徹底させるとともに、消防部局を含め、メンタルヘルスについて十分な対応をとること。5番目、家庭ごみだけでなく、事業系のごみもリサイクルで再資源化して、ごみの量を削減するよう事業所への指導を徹底すること。介護・保育など福祉の労働現場の処遇改善を促し、労働力不足の解消につなげること。7番目、発達障がいなど、医療・福祉・教育における問題に対する専門の指導員を早急に配置すること。8番目、鳥獣被害対策の農政課と林務水産課の2課での対応は、防除と捕獲のそれぞれの対応が2極化を生み出すので、有害鳥獣被害対策の窓口を一本化すること。9番目、物産館建設に向けて、6次産業に関する事業を積極的に推進し、農業者の所得向上と生活の安定化を図るとともに、市民への安心・安全な食材の供給に努めること。10番目、住宅使用料の滞納解消へ向け、明らかに納付能力があるにもかかわらず滞納している入居者や退去者への徴収強化を図り、滞納解消に努めること。

続いて討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第68号 平成26年度始良市一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第69号 平成26年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額は98億1,287万9,887円、歳出総額は91億9,088万1,682円、差し引き 6億2,199万8,205円の黒字決算であります。

歳入、歳出の特徴ですが、まず歳入からですが、予算現額97億7,176万6,000円に対して、調定額104億2,400万2,403円、収入済み額98億1,287万9,887円で、調定に対する収入率は94.1%であり、前年度に比べ、2億6,751万6,727円、2.8%の増となっています。増の主な内訳は、国庫支出金が1億4,647万7,987円、療養給付費等交付金が1億1,429万9,207円、高額医療費共同事業交付金が1億88万6,499円、繰入金が4,854万1,640円となっています。減の主な内訳は、前期高齢者交付金1億982万6,192円、繰越金が3,594万8,840円、国民健康保険税が1,428万8,231円です。

次に、歳出についてであります。予算現額が97億7,176万6,000円に対し、支出額は91億9,088万1,682円で、予算現額に対する執行率は94.1%で、5億8,088万4,318円の不用額となっています。不用額の大きなものは、保険給付費の一般被保険者療養給付費 3億3,465万1,188円、退職被保険者等療養給付費3,342万7,437円、一般被保険者高額療養費 1億4,901万1,872円となっています。

2番目、当年度の歳出決算額は、前年度よりも1億5,443万7,158円の増です。増の主な内訳は、保険給付費1億7,823万2,799円、共同事業拠出金4,959万763円、保健事業費465万65円です。減の主なものは、諸支出金7,209万2,017円、介護納付金321万6,199円です。徴収率としては、当年度は71.9%で、前年度71.1%に比べ0.8ポイント上昇しています。国民健康保険税の収入未済額は5億8,207万4,167円です。同じく不納欠損額は2,477万3,249円です。

厳しい経済状況の中、口座振替制度の推進やコンビニ納付制度の周知を図り、収納確保に努めたことや、預貯金など調査の実施、滞納処分など効果的な対策を行い、収納の確保に努力された結果は評価しますが、低迷する経済情勢、増大する医療費などの社会情勢の中で、国保事業運営は厳しいものがあります。今後とも国保財政の維持・健全化及び納税者の公平性確保のため、徴収率の向上対策に取り組み、安定した事業運営の推進に努めることを望みます。

次に、特に評価する点です。1番目、特定保健指導などの終了率が大幅に改善されている。2番目、収入未済額が改善されていることは、職員の工夫と努力があったものである。今後もさらなる収納率などの向上を期待する。

続いて討論に入りましたところ、要旨次のような討論がありました。

反対討論、保健事業の中で、特定保健事業、糖尿病重症化予防事業は大きな改善が見られ、評価するものであるが、繰越額は6億2,199万円、基金が1億50万円あるので、それを取り崩して、誰もが払える国保税にし、軽減を図るべきである。

このほか討論はなく、採決の結果、議案第69号 平成26年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

それでは続きまして、次に、議案第70号 平成26年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額6,380万519円、歳出総額5,445万5,251円、差し引き934万5,268円で、黒字決算です。

北山診療所、木津志・堂山・木場出張診療所の診療収入は、前年対比で1,336万4,701円の減となっ

ていますが、継続して診療所の運営ができたことは地域住民に安心を与えた。指摘事項は、北山地区などにおいて、医療介護など福祉のモデル地区としての整備を急ぐこと。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第70号 平成26年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第71号 平成26年度始良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額は9億7,302万4,881円、歳出総額は9億4,535万5,856円、差し引き2,766万9,025円で、黒字決算となります。

この制度は、75歳以上の高齢者及び65歳以上の一定の障がいのある方が被保険者となり、県内全市町村で構成される鹿児島県後期高齢者医療広域連合により運営される医療保険制度です。

歳入については、前年度対比で6,629万4,730円、7.3%の増となっています。

保険料については、調定額6億3,770万9,871円に対し、決算額6億3,090万6,124円、不納欠損額37万4,400円、収入未済額642万9,347円、徴収率は98.9%です。

歳出においては、執行率99.9%で、不用額は132万3,144円です。不用額の主なものは、後期高齢者広域連合納付金106万2,807円です。

指摘事項は、レセプト点検を徹底し、重複・頻回受診者の解消を図ること。

続いて討論に入りましたところ、要旨次のような討論がありました。

反対討論、2年ごとに保険料改定で、保険料が値上げになっている。75歳以上の高齢者を1つの医療保険制度に集め、負担増か、給付の抑制かを迫るこの制度は廃止すべきである。

このほか討論はなく、採決の結果、議案第71号 平成26年度始良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第72号 平成26年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額は63億2,514万2,369円、歳出総額60億276万6,083円、差し引き3億2,237万6,286円で、黒字決算となります。

歳入については、前年度対比で、4億6,490万6,659円、7.9%の増となっています。

保険料については、調定額10億4,858万9,017円に対し、決算額は10億1,797万259円、不納欠損額は293万8,710円、収入未済額2,768万48円、徴収率97.1%となっています。

歳出においては、執行率92.3%で、不用額は4億9,937万1,917円です。不用額の主なものは、介護サービスなど諸費3億8,425万3,470円です。

要介護認定者は3,773人で、対前年度比51人の増であります。今後ますます増大する介護サービス事業を円滑に運営していくためにも、より一層の安定した事業運営に努めることを望みます。

指摘事項は、さらなる保険料の徴収に努め、未納をなくすよう努力をされたい。

続いて討論に入りましたところ、要旨次のような討論がありました。

反対討論、年金収入80万円に満たない人が約23%を占めており、少ない年金で厳しい生活を強いられている。特別養護老人ホームは待機者が多い。施設をふやすと保険料が上がる仕組みは問題である。国の補助率をもとに戻し、保険料の負担を軽くすべきである。

このほか討論はなく、採決の結果、議案第72号 平成26年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第73号 平成26年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額は7,799万242円、歳出総額は7,185万4,183円、差し引きますと613万6,059円で、黒字決算となります。

歳入については、介護予防サービス計画作成による収入が主体で、調定に対する収入率は昨年同様100%になっています。

歳出においては、不用額74万7,817円で、執行率は99%です。

介護予防プラン作成状況については、要支援1、要支援2の1,114人に予防サービス計画を作成し、延べ作成数は、直営7,182件、委託3,680件の合計1万862件となっています。

特に指摘すべき事項はありませんでした。

続いて討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第73号 平成26年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第74号 平成26年度始良市簡易水道施設事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額は1億2,026万4,823円、歳出総額は1億1,562万4,796円、差し引きますと464万27円で、黒字決算です。

歳入については、前年度対比で326万238円、2.8%の増となっています。

収入未済額は10万15円で、その内訳は、水道使用料9万815円、水道手数料9,200円となっています。

歳出については、執行率96.4%で、不用額436万4,204円は、主に簡易水道施設管理費316万6,881円となっています。

各地区の水道施設としましては、簡易水道施設では、始良地区では成美地区、白浜地区、加治木地区では上場地区、中野地区、蒲生地区では漆地区、西浦地区、飲料水供給施設では、始良地区では木場地区、堂山地区、山花地区、池平地区、目木金地区、中甕地区となっています。各施設とも施設の維持管理及び水質などの検査が実施され、安全な飲料水の安定的供給が行われています。

特に評価する点については、合併後の懸案事項であった水道料金の統一を果たしました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第74号 平成26年度始良市簡易水道施設事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第75号 平成26年度始良市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額は6,066万9,974円、歳出総額は5,855万6,077円、差し引きますと211万3,897円で、黒字決算です。

歳入については、前年度対比で、720万6,943円、13.5%の増となっています。

収入未済額は103万1,540円で、その内訳は、下水道使用料99万3,540円、督促手数料3万8,000円となっています。

歳出については、執行率97.4%で、不用額156万5,923円は、主に一般管理費及び予備費となっています。

この事業概要は、平成14年度に山田地区の下水道施設整備を完了し、供用を開始しています。同地区の農業用排水の水質保全・排水施設の機能維持、農村生活環境改善などを目的としています。当年

度末の接続対象戸数は460戸に対し、接続戸数は428戸で、つなぎ込み率は93%で、前年度より3.9ポイント上昇しています。

指摘事項は、農業集落排水施設の使用料未納者への対応は、関連部署と連携して徴収に努めること。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第75号 平成26年度始良市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第76号 平成26年度始良市地域下水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額は6,552万2,024円、歳出総額は6,110万606円で、差し引き442万1,418円で、黒字決算です。

歳入については、前年度対比で、293万8,430円、4.7%の増となっています。

収入未済額は126万9,980円で、その内訳は、下水施設使用料121万580円、督促手数料5万9,400円となっています。

歳出においては、執行率95%で、不用額323万4,394円は、主に総務管理費及び予備費となっています。

この事業概要は、加治木新生町を中心に集合処理方式により事業実施されていましたが、平成24年度に新たに始良ニュータウン処理施設を市に移管して、団地及び周辺の快適な生活環境保全と施設の維持管理などが適正に行われています。処理区域別では、加治木町新生地区で処理戸数809戸、処理人口2,074人、年間処理水量19万6,647m³、西始良地区で1,434戸、処理人口3,664人、年間処理水量は32万9,133m³となっています。

指摘事項は、汚水処理施設の整備のための長期的ビジョンを策定し、汚水処理施設の整備を明らかにするとともに、来るべき建てかえや大規模な改修などに備えるため、基金の積み立てを着実にを行うこと。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第76号 平成26年度始良市地域下水処理事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第77号 平成26年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額は133万9,973円、歳出総額は126万9,480円、差し引き7万493円で、黒字決算です。

歳入については、前年度対比で、83万8,049円、38.5%の減となっています。

歳出においては、執行率94.7%で、不用額7万520円の主なものは総務管理費となっています。

この事業概要は、農林業者への安全意識の向上と啓発に努めるとともに、加入者の事故に伴う負担の軽減を図るものです。当該年度は14件の事故報告があり、審査の結果、63万8,340円の共済見舞金が支払われています。

26年度共済事業への加入状況は、加治木地区で346戸、前年度は349戸、始良地区で218戸、前年度は244戸、蒲生地区で本年度が、26年度が283戸、前年度は280戸です。この事業は、旧加治木町から継続事業で、特に蒲生地区の農林業従事者の加入促進が図られています。

特に指摘すべき事項はありませんでした。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第77号 平成26年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第78号 平成26年度始良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

げます。

歳入総額は6万5,192円、歳出総額は6万4,252円、差し引き940円で、黒字決算です。

歳入については、前年度対比で、71万9,683円、91.7%の減となっています。

歳出においては、執行率69.1%となっています。

保留地処分は、現在、普通財産として総務部財政課に引き継がれています。

特に指摘すべき事項はありませんでした。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第78号 平成26年度始良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第79号 平成26年度始良市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について申し上げます。

未処分利益剰余金の概要であります。事業収益は12億6,774万5,454円で、事業費用は9億1,946万5,096円です。純利益は3億4,828万358円です。前年度繰越利益剰余金はゼロ円です。そのほか、未処分利益剰余金変動額は15億8,842万2,457円で、よって、平成26年度の未処分利益剰余金は19億3,670万2,815円です。

水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法の改正により、水道事業会計の利益の処分について、平成23年度から議会の議決を要することになり、提案されたものです。

未処分利益剰余金19億3,670万2,815円のうち、減債積立金に1億9,943万5,000円、建設改良積立金に1億4,884万5,358円を積み立てることにより、減債積立金残高が5億6,100万5,607円、建設改良積立金残高は11億8,663万9,092円となります。また、資本金へ1億3,390万2,516円組み入れることにより、資本金残高は28億7,195万8,131円となります。

特に指摘すべき事項はありませんでした。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第79号 平成26年度始良市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号 平成26年度始良市水道事業会計決算認定について申し上げます。

決算の概要ですが、収益的収入は13億5,741万6,004円であります。収益的支出は9億6,752万4,867円、差し引きますと3億8,989万1,137円で、黒字決算となります。

資本的収入は1億2,801万5,692円、資本的支出6億1,549万9,581円で、差し引き不足額4億8,748万3,889円となり、資本的収入は、資本的支出に対して不足する額4億8,748万3,889円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,709万5,040円、当年度分損益勘定留保資金3億2,648万6,333円、及び減債積立金1億3,390万2,516円で補填されています。

営業収益は、前年度に対し2,613万8,000円の減ですが、営業費用が3,206万6,000円減少したため、営業利益は前年度に対し592万8,000円の増となりました。また、営業外収益及び営業外費用を加減した経常利益は3億5,968万円となり、前年度に対し6,594万8,000円の増となっています。当年度純利益は3億4,828万円となり、前年度に対し5,763万1,000円増加しています。

給水人口7万2,397人、年間総配水量855万9,000m³で、前年度と比較して17万4,000m³の減、年間有収水量は794万m³で、11万7,000m³の減となっています。有収率は、前年度より0.5ポイント上がり92.8%となっています。

建設改良事業として、老朽管などの更新工事、配水管新設工事約5,600mを布設したほか、船津浄水場の汚泥濃縮施設の運用を開始し、また、中津野水源地の取水井戸更新・増強のため、中津野水源地取水井戸工事を施工し、施設整備事業にも取り組みました。

特に評価する点について、合併後の懸案事項であった水道料金の統一を果たした。また、指摘事項に真摯に向き合い、船津浄水場と配水池に覆蓋を設置し、テロ対策とともに火山灰の降灰対策も同時に実施した。

指摘事項ですが、引き続き老朽管の布設がえに努め、漏水対策に取り組むこと。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第80号 平成26年度始良市水道事業会計決算認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、財政健全化について申し上げます。

平成19年度決算から、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率が監査委員の審査義務となり、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」「資金不足比率」の算定結果を監査委員の審査を受けた上で、意見書を添付して議会に報告し、公表することが義務づけられました。

本市の場合、基準値内であり、早期健全化計画及び財政再生計画の作成の必要はありませんが、実質公債費比率は11.8%で、早期健全化基準25%を下回っており、前年度と比較しても0.5%下回っています。また、将来負担比率は66.7%で、早期健全化基準350%を下回っていますが、前年度と比較すると10.6%上回っています。

以上のことから、本市の財政運営状況は健全に運営されていると言えますが、今後はより厳しくなる方向にありますので、一層の財政健全化運営技術の向上に努力されることを望みます。

以上で、決算審査特別委員会に付託された、議案第68号から議案第80号までの13件の決算認定等議案の審査経過と結果報告、及び財政健全化に関する調書の報告といたします。

なお、ただいま申し上げました委員長報告を補完する意味で、各班における審査中の質疑と答弁、議員間討議についての班会記録と、各班長の審査経過の報告と、これに対する質疑、答弁、討論、採決についての特別委員会の記録を作成して保管してまいりますので、折に触れて目を通していただき、これからの施策に生かされるよう、また報告しました指摘事項につきましても、現在の状況と問題点などを分析し、検討されることを希望いたします。

以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、決算審査特別委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑は一括で行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。

委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これより議案処理に入ります。議案処理につきましては、1件ずつ処理してまいります。

日程第2、議案第68号 平成26年度始良市一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

本件につきましては、3名の議員より通告がありました。まず、14番、堀広子議員の発言を許します。

○14番（堀 広子君） 議案第68号 平成26年度始良市一般会計歳入歳出決算認定について、反対の

立場で討論に参加いたします。

まず1点目です。臨時職員の件でございます。2015年4月時点の臨時職員数は498人で、全職員の45.2%になります。498人のうち、年収200万円以上は85人であります。職務の責任、困難度が同じ場合は、同一労働、同一賃金との総務省の通達がありますので、28年度に向けて改善されることを求めます。

2点目です。生活保護費の件です。生活保護の引き下げは、平成25年から27年の3年間、総額740億円の削減を行い、生活保護扶助基準額の平均6.5%の引き下げを段階的に行うものです。26年度は2.5%の削減が行われました。特に子育て世帯への影響は大きく、30代夫婦と幼児の世帯で、25年8月から月5,000円、平成27年からは25年と比べて月1万6,000円減額になります。また、40代夫婦と子ども2人の世帯では、平成25年8月から月6,000円、平成27年からは月2万円の減額になります。平成26年度は、消費税増税を受けて、生活扶助費が2.9%引き上げる見直しがされましたが、削減分と差し引きしますと、30代夫婦と幼児の世帯では、マイナス0.6%になります。生活保護基準は、健康で文化的な最低限度の生活のための物差しです。生活保護削減は、子どもの貧困、貧困の連鎖をさらに深刻化させるものであります。

3点目です。道路維持費についてでございます。道路維持補修は、市民からの要望書が551件もあり、そのうち331件が実施され、222件も残っております。市民の要望が多いにもかかわらず、予算が少ないため、なかなか改修ができていない状況です。地域に身近な道路や側溝の整備は、予算の組み方を工夫し、市民の要望に応えるべきです。

4点目です。機構集積協力金交付事業として1,540万円が予算化されましたが、農地中間管理事業に基づく農地の賃借実績がなく、不用額となっております。農地中間管理事業は、担い手への農地の集積、集約化に取り組むための事業で、農地面積の8割が担い手によって利用できるようにするものです。また、この事業は、耕作放棄地解消策として国が進めておりますが、耕作放棄地の解消にはなりません。また、さらに、中間管理機構から受け手に農地が貸し付けられなければ、集積協力金は交付されません。この事業については問題があるということを私たちは指摘してまいりました。今後は、先進地の研修などを含め、我がまちに合った施策を検討していくことを求めるものです。

5点目に入ります。市営住宅の件です。市営住宅家賃の滞納者は、25年度までに31人、滞納額で約5,000万円と報告されております。収入が著しく低額で、災害により著しい損害を受けたとき、また失業や病気の事由により生活が困難なとき、家賃の全額を負担することが困難な入居者に福祉的配慮をもって家賃を減免しています。

始良市においては、この制度の対象となる人が少ないとのことですが、減免制度が適用されることで滞納額が減少いたします。この制度の市民への周知のあり方、また減免制度の政令との整合性など、自治体によって差異がありますので、取り扱い要項の見直しを含め、検討するよう申し上げ、反対の討論といたします。

○議長（湯之原一郎君） 次に、18番、森川和美議員の発言を許します。

○18番（森川和美君） 私は、議案第68号 平成26年度始良市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

決算審査にあたっては、最も力点を置かなければならないことは、予算が議決した趣旨と目的に従

って、適正に、そして効率的に執行されたかどうかである。それによって、行政効果があったかということであるわけでございます。

そこで、歳入についてであります。行政運営を確実に進める、市民のニーズに的確に応えるためのもとになる財源確保の歳入、市税収入ともに0.3ポイント改善している。税の公平性という観点から、悪質滞納者に対しても大きくメスを入れた決断にも評価をするものであります。また、国、県の補助金は予算どおり見込み、確実に確保している点も評価に値すると思います。

歳出についてはたくさんの評価する点がありますが、その中で、主な5点について評価するものであります。

1点目は、雇用拡大、活力のあるまちづくり及び税収にもつながる企業誘致に努力されている点。

2番目、市民の安全・安心、そして生命、財産を守る拠点の消防本部庁舎の設置、また災害時の備えの避難所、避難方向等を示す充実したハザードマップ作成に着手している点、災害時における多くの事業所との避難所協定、食糧確保供給協定を締結している点でございます。

3点目、子育て世代への対策及び懸案の待機児童解消に向けては、2園の認可保育所、1園の認定こども園の設置がなされている。また、保護者が病期中、児童の保育を行う病児後保育施設の設置や子育て中の親子の相談の場、情報交換の場として、始良中央公民館内に、あいら親子つどいの広場「あいあい」を設置している点であります。

4番目、学校教育関連については、松原なぎさ小学校、給食室別棟、わかりやすく言いますと、始良給食センターを完成させ、子どもたちの教育環境の充実に大きく前進している点、さらには、松原なぎさ小学校区域内の活性化にも大きく貢献している点を評価するものであります。

最後に、土木建設関連については、公園トイレ整備について、着実に計画に沿って進められている。側溝整備や道路の維持補修については、反対討論でありましたが、要望が一番多いことではあります。このことについては、本市の特徴ある開発が進み、あらゆるところの部分については、優先順位を決めて整備が進んでいると思われ。また、自然災害対応については、迅速に、適切に整備されている点を評価するものであります。一部総花的なところもございしますが、これは市民のニーズ、要望に応えるためにはやむを得ない部分があると思っております。

今後も市民の福祉向上、そして財政の健全化、それらを、市長を中心として、全職員の強力な連携を深めながら努力していただきたいと要望して、つけ加えていきます。

したがいまして、平成26年度始良市一般会計歳入歳出決算認定にの賛成の討論といたします。

○議長（湯之原一郎君） 次に、8番、田口幸一議員の発言を許します。

○8番（田口幸一君） 議案第68号 平成26年度始良市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論に参加いたします。

まず、秘書広報課は、政策調整班において、特命事項の研究、立案及び調整を行い、また連合体として、関東始良市ふるさと会を発足させました。

財政課は、松原分譲地等9区画の販売に努め、始良市公共施設マネジメント白書を作成し、市役所の情報公開コーナーやホームページを作成されました。

危機管理課は、津波浸水及び土砂災害ハザードマップを作成しております。

税務課は、市税収入、収入済み額69億2,349万3,687円で、前年度比較2,157万6,099円増収となり、

収入率は93.64%の伸びを見ました。

収納管理課は、現年度市税収納額は69億2,349万3,687円、徴収率98.4%で、前年度比較2,157万6,099円の増収となっております。滞納繰越分の徴収も2人1組で徴収に努力され、これは関東地区、関西地区、北九州地区、県内です。実績が上がり、始良市の自主財源の確保に努められました。コンビニ収納の開始、収納管理課職員の滞納処分等の強化、県との合同徴収など、市税、国保税、市県民税などの徴収率が向上したことは評価できると考えます。

環境施設課は、始良最終処分場の埋め立て率は45.51%で、今後15年から20年は大丈夫だということがわかりました。就労支援員による、生活保護受給者の就労支援による自立を促進されました。身体的虐待6件、これは審査の中でわかったんですが、児童相談所につなぐなど、すぐに対応がなされ、対応がよかったと考えます。待機児童、高齢者福祉施設の解消については、26年度実績が上がっております。スーパーサイエンス事業は、児童生徒の科学的思考力や科学的態度を育むとてもよい事業だと考え、評価いたします。有害鳥獣対策の窓口一本化、道路補修等に取り組み、その実績が上がっており、このことも評価できます。

よって、議案第68号 平成26年度始良市一般会計歳入歳出決算認定について賛成いたします。

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから、議案第68号 平成26年度始良市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は押しボタン方式によって行います。本件に対する委員長の報告は認定です。本件を認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（湯之原一郎君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） なしと認めます。採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第68号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第3、議案第69号 平成26年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、討論を行います。

本件につきましては、3名の議員より通告がありました。まず、14番、堀広子議員の発言を許します。

○14番（堀 広子君） 議案第69号 国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

まず、保健事業の取り組みの中で、26年度の特定保健指導の終了率は、県平均が36.6%を上回り、44%となっております。また、糖尿病重症化予防事業も、保健師による集中的な健康指導等の結果、大きな改善が見られます。このことは医療費抑制の効果としてあらわれ、評価するものでございます。

一方、始良市の平成26年度1人当たりの医療費は40万6,153円となっており、県内で19市中、12

番目に位置いたします。また、国保税は県内で4番目に高い税となっております。短期証が604件、資格証が192件、合わせて796件発行されております。これは、全体の7%の世帯が国保税を払えず、病気になっても病院に行くことを抑え、病気が重くなり、医療費がかかり、国保税の値上げと悪循環を繰り返すこととなります。

平成26年度歳入歳出決算額は黒字となり、次年度への繰越額6億2,199万8,205円となっております。基金も1億50万円もありますので、これを取り崩し、誰もが払える国保税にするため、負担を軽減すべきであります。

以上、反対の討論といたします。

○議長（湯之原一郎君） 次に、8番、田口幸一議員の発言を許します。

○8番（田口幸一君） 議案第69号 平成26年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

今、同僚議員の中に詳しい内容が発表になりましたが、私はもうその要点だけを申し上げたいと思います。まず1点目は、特定保護指導等の終了率が平成26年度は改正されました。2つ目に、収入未済額が改善されていることは、職員の工夫と努力があったものであると考えます。今後もさらなる収納率の向上を期待いたします。始良市は年々医療費が伸びております。国保税の徴収努力が見られ、平成26年度は法定外繰入れを行って事業運営が展開されました。

よって、議案第69号に賛成いたします。

○議長（湯之原一郎君） 次に、3番、新福愛子議員の発言を許します。

○3番（新福愛子君） 私は、議案第69号 平成26年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論に参加します。

厳しい社会経済情勢の中、本市における国保運営もさらに厳しさを増しております。しかし、その中を、特定保健指導や保険料の徴収率の向上対策に取り組みながら、国保財政の維持健全化が図られました。特に注目したいのは、特定保健事業や糖尿病重症化予防事業での保健指導等の終了率が大幅に改善されたことです。これは、先進地視察等で医療費削減に大きな貢献度を確認することができた、保健師の着実な活動が展開されたものです。財政も厳しい中を、議会が繰り返し要請し続けた、保健師が2名増員されたことを大きく評価するものです。保健師の活動で市民の顔が見える信頼関係を築きながら、適切な健康指導が進み、結果として医療費が抑制される、本市の国保事業の安定化がさらに図られるものと考えます。

再度、保健師の増員を要請し、賛成討論といたします。

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから、議案第69号 平成26年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳

入歳出決算認定について、採決をします。この採決は押しボタン方式によって行います。本件に対する委員長の報告は認定です。本件を認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（湯之原一郎君） ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） なしと認めます。採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第69号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第4、議案第70号 平成26年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから、議案第70号 平成26年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について、採決します。この採決は押しボタン方式によって行います。本件に対する委員長の報告は認定です。本件を認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（湯之原一郎君） ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） なしと認めます。採決を確定します。賛成全員です。したがって、議案第70号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第5、議案第71号 平成26年度始良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

本件につきましては、1名の議員より通告がありました。14番、堀広子議員の発言を許します。

○14番（堀 広子君） 議案第71号 平成26年度始良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

75歳以上の方、65歳から74歳で一定の障がいがあり、加入認定を受けた方を対象とした制度であります。2008年、自公政権のもとで構造改革路線の一環として導入されましたこの制度は、75歳になったら公的医療制度から切り離され、年金の削減や消費税率の引き上げが高齢者の大きな負担となり、暮らしを直撃しております。26年度は保険料の改定が行われました。均等割が3,000円値上げされ5万1,500円になり、所得割は0.27%上がり9.32%になりました。改定により、保険料の軽減を行った1人当たりの年間保険料は県平均が4万8,555円になり、1,449円値上げされました。始良市でも、短期証発行が36人、滞納額は約673万円となっており、これは前年度より約100万円もふえております。

病気になりやすく、収入の手段も限られている高齢者を1つの医療制度に集め、負担増加、給付の

抑制化を迫るこの制度は、存続ではなく、きっぱり廃止をし、適切な医療保険制度に改変すべきであるということを申し述べ、反対の討論といたします。

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから、議案第71号 平成26年度始良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、採決をします。この採決は押しボタン方式によって行います。本件に対する委員長報告は認定です。本件を認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（湯之原一郎君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） なしと認めます。採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第71号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第6、議案第72号 平成26年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定について、討論を行います。

本件につきましては、1名の議員より通告がありました。13番、渡邊理慧議員の発言を許します。

○13番（渡邊理慧君） 議案第72号 平成26年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論をいたします。

65歳以上、第1号被保険者の収入で、年金収入80万円に満たない人は、介護保険加入者の約23%を占めております。年金が18万円未満の人、つまり月1万5,000円のわずかな年金であっても介護保険料を払うことになっており、大変厳しい生活を強いられている状況があります。

介護保険は、現在の高齢者の問題だけでなく、年間10万人を超える人が家族の介護のために離職、転職を余儀なくされている中で、現役世代も含めた課題となっております。そのため、介護保険料の引き下げ、利用料の引き下げは市民にとっても切実な願いです。

また、特別養護老人ホームについては、待機者が254人と大変多く、施設をふやすことは必要です。待機者解消のための施設整備の計画はありますが、施設をふやすと保険料が高くなるという仕組みになっていることは問題があります。

国の補助率をもとに戻し、保険料の負担を軽くすべきであるということを申し述べ、反対の討論といたします。

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから、議案第72号 平成26年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定について、採決します。この採決は押しボタン方式によって行います。本件に対する委員長の報告は認定です。本件を認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（湯之原一郎君） ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） なしと認めます。採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第72号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第7、議案第73号 平成26年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから、議案第73号 平成26年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算認定について、採決をします。この採決は押しボタン方式によって行います。本件に対する委員長の報告は認定です。本件を認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（湯之原一郎君） ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） なしと認めます。採決を確定します。賛成全員です。したがって、議案第73号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第8、議案第74号 平成26年度始良市簡易水道施設事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから、議案第74号 平成26年度始良市簡易水道施設事業特別会計歳入歳出決算認定について、採決をします。この採決は押しボタン方式によって行います。本件に対する委員長の報告は認定です。本件を認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（湯之原一郎君） ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） なしと認めます。採決を確定します。賛成全員です。したがって、議案第74号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第9、議案第75号 平成26年度始良市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから、議案第75号 平成26年度始良市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、採決します。この採決は押しボタン方式によって行います。本件に対する委員長の報告は認定です。本件を認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（湯之原一郎君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） なしと認めます。採決を確定します。賛成全員です。したがって、議案第75号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第10、議案第76号 平成26年度始良市地域下水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから、議案第76号 平成26年度始良市地域下水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、採決します。この採決は押しボタン方式によって行います。本件に対する委員長の報告は認定です。本件を認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（湯之原一郎君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） なしと認めます。採決を確定します。賛成全員です。したがって、議案第76号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） ここでしばらく休憩します。午後からの会議を1時10分から開きます。

（午前11時59分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時06分開議）

○議長（湯之原一郎君） 日程第11、議案第77号 平成26年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから、議案第77号 平成26年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について、採決します。この採決は押しボタン方式によって行います。本件に対する委員長の報告は認定です。本件を認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（湯之原一郎君） ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） なしと認めます。採決を確定します。賛成全員です。したがって、議案第77号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第12、議案第78号 平成26年度始良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから、議案第78号 平成26年度始良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、採決をします。この採決は押しボタン方式によって行います。本件に対する委員長の報告は認定です。本件を認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（湯之原一郎君） ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） なしと認めます。採決を確定します。賛成全員です。したがって、議案第78号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第13、議案第79号 平成26年度始良市水道事業会計未処分処理利益剰余金の処分について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから、議案第79号 平成26年度始良市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、採決します。この採決は押しボタン方式によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。本件を可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（湯之原一郎君） ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） なしと認めます。採決を確定します。賛成全員です。したがって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第14、議案第80号 平成26年度始良市水道事業会計決算認定について、討論を行います。

本件につきましては、1名の議員より通告がありました。8番、田口幸一議員の発言を許します。

○8番（田口幸一君） 議案第80号 平成26年度始良市水道事業決算認定について、賛成の立場で討論に参加いたします。

当年度純利益は3億4,828万円となり、前年度に対して5,763万1,000円増加しております。建設改良事業として、老朽管等の更新工事や配水管新設工事約5,600mを布設したほか、船津浄水場の汚泥濃縮施設の運用を開始し、また、中津野水源地の取水井戸更新増強のため、中津野水源地取水さく井工事を施工し、施設設備事業にも取り組みました。特に評価する点は、水道料金の統一を果たした。船津浄水場と配水池にカバーを設置し、テロ対策とともに、火山灰の降灰対策も同時に実施いたしました。

次に、平成26年度の現金預金18億3,828万1,528円は、始良市内の金融機関に確実に預貯金されておりました。減債積立金3億6,157万607円、建設改良積立金10億3,779万3,734円、利益積立金2,700万円が利益剰余金となりました。資本金収入額が資本金支出額に対して不足する額4億8,748万3,889円は、当年度分消費税及び地方消費税資本金の収支額、収支調整額2,709万5,040円、当年度利益勘定留保資金3億2,648万6,338円、及び減債積立金1億3,390万2,516円で補填がされております。その他特別損失1,057万7,879円は、未収給水収益の追跡調査がなされ、水道料金の徴収に努力されました。

よって、平成26年度は健全経営がなされたことを報告し、議案第80号（発言する者あり）ほいじゃあ、もとい。失礼しました。健全経営がなされたと考え、議案第80号 平成26年度始良市水道事業決算認定について、賛成いたします。

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから、議案第80号 平成26年度始良市水道事業会計決算認定についてを採決します。この採決は押しボタン方式によって行います。本件に対する委員長の報告は認定です。本件を認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（湯之原一郎君） ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） なしと認めます。採決を確定します。賛成全員です。したがって、議案第80号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第15、陳情第7号 「市営温水プール」の設置を求める陳情書を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 登 壇

ただいま議題となりました陳情第7号 「市営温水プール」の設置を求める陳情について、文教厚生常任委員会での審査の経過と結果について報告します。

陳情第7号については、9月16日に委員会を開催し、委員会を協議会に切りかえて、陳情者、市営プールの早期実現を求める会代表世話人、野村昭也氏に出席を求め、詳細に審査しました。

要旨次のような説明がありました。霧島市には人口12万のところに温水プールが6つあるのに、始良市の場合、人口7万6,000人以上で施設が1個しかない。プールは総合的な健康施設であるということ。プールが持っているリハビリ効果は顕著で、医療費の削減になり、高齢者だけでなく、子どもにも非常によい。プールはリハビリとか病気回復だけではなく、子どもが持っている可能性を早期に引き出すという面でも非常に効果がある。始良市に急いで温水プールをつくってほしいというものです。

主な質疑を報告します。

質疑、温水プールがリハビリによいというのは我々も研修に行ったりしてよくわかっているわけですが、温泉も掘らないといけないし、そういう施設をつくる場合、大体どの程度かかるかというのは我々も全然検討がつかないんですが、そういうことは研究されていますか。答弁、その辺のところはよくわかりません。調査をどの程度のプールでやるということならば、協力して、施設とか経費とか一緒に研究したいと思います。

陳情者が退室された後、協議会を委員会に切りかえ、温水プールをつくった場合のメリット・デメリットをテーマとして、委員全員から議員間討議がありました。そのうちの次の2つを報告します。

陳情者が述べられていたように、健康づくりには特にいいというのは皆さん共通認識です。今回出てきた陳情書は市営の温水プールの設置で、これはお金もかかるし、いつできるかわからないということもあると思います。医療費削減につながるということでしたが、実際、霧島市6か所、鹿児島市に4か所あって、果たして医療費の削減につながっているか、効果もわからないところで判断を迷っているところです。趣旨はよくわかりますので、趣旨採択がいいと思っています。

陳情者は高齢者ですが、これまでも温水プールに通ってこられました。陳情にも書いてありますように、高齢者だけでなく、子どもから高齢者まで、健康づくりと楽しい憩いの場となります。今皆さんがおっしゃったことは全てこの言葉に含まれると思います。必要性がありますので、私は採択がいいと思います。

以上のような議員間討議を経て討論に入りましたが、討論はなく、採決に入り、採決の結果、陳情第7号 「市営温水プール」の設置を求める陳情は、賛成多数で趣旨採択すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

○18番（森川和美君） この陳情については、質疑のところ、どの程度この温水プールに費用がかかるかという質疑に対して、具体的にこの数字は出ていないわけですが、そこはなぜ、肝心というか、議論の対象になっていないのか。あるいはまた、そこまでたださなかったのかですね。

さらに、近隣の鹿児島市と霧島市に6か所と4か所あるわけですが、どの程度の温水プール、そして位置的にどの辺がよろしいのか、そういうことが極めて大事だと思っておるんですが、そこらあたりをきちっと議論せずに、時間的には相当議論があったと聞いておるわけですが、一番肝心なところがなかなか採決の対象として判断に苦しむわけですが、そこらあたりを教えていただければと思います。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 今回、陳情者に、広さとか値段とか、いろんな形で質疑をしたんですけど、陳情者が詳しくないちゅうことで、議会のほうで、行政のほうで、そういう幾らの広さとか値段とか教えれば、そこに協力しますことだったんですけど、だから、今回、温水プールの必要性はもう私たちもよく理解できるんですが、陳情者の方の資料とか、調査研究は全然してなくて、ただ、今回は温水プールを始良市にもぜひつくってくれちゅう、その願いのほうが一番強かったです。

だから、今回私たちも調査の内容といたしまして、今回ここに出てありますように趣旨採択になったんですけど、中身自体が、先ほど森川議員が言われたように、深い審議に入るまでの資料が整ってなかったという形で、次回、お願いしたのは、資料を集めて、調査研究した上で、また再度陳情していただきたいことを最後にお願いしてあります。

○18番（森川和美君） 大体わかりましたが、もう1点は、この温水プールの設置について、どれぐらいの方の賛同といいますか、いわゆる要望度の高さあたりも議論にはなったのか、あるいは、執行部あたりの参考ご意見等々のことはなされなかったのかどうか、お知らせください。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 今回、陳情者の方から3冊ぐらいの署名運動がありました。署名運動の中を見れば、ほとんど家族ぐるみの列で、陳情が多かったような気がします。（発言する者あり）今回、執行部を呼ぶまでの物事ではないという形ですね。ということは、先ほどから言いますように、本当に資料が薄くて少なく、深い議論まで至る物事ではないし、一応温泉を、プールをつくるにしても、大体60億というお金が、高価なお金がかかるちゅうことで、簡単にはできないちゅうことで、陳情者の方には、やはりいろんな資料を集めて、あと成果を持っていただいて、その中でまた討論とかやっていけばいいんじゃないかちゅう形でした。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑ありませんか。

○7番（神村次郎君） 署名がついていたということですが、何名だったのか。

それから、陳情があると、当局に、費用の問題が出てくると、当局を呼んで、どれぐらいかかるのか、そういったことや、施設をつくるとするとどういった課題があるのか、そういったことを聞くんですが、そこら辺のことはなぜされなかったんですかね。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 先ほど、大体3冊で、大体100名ぐらいの署名があったんじゃない

ないかと思えますけど。（発言する者あり）ちょっと休憩お願いします。

○議長（湯之原一郎君） 暫時休憩します。

（午後1時31分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時31分開議）

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 69枚の325筆の署名がありました。

それと、執行部を呼んで、幾らぐらいかかるのかちゅう形の執行部を呼ぶことはなかったということは、やはり最初に60億ちゅうお金がかかる、その値段とですね。（発言する者あり）大体60億ちゅうお金が出てきたんですよ、温水プールをつくるときには。（発言する者あり）

○議長（湯之原一郎君） 暫時休憩します。

（午後1時32分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時33分開議）

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） すいませんでした。60億というのは、長野県に研修に行った、その温水プールが60億かかるちゅうことを私はちょっと勘違いしていました。申しわけありません。

そういう形で、陳情者にそのくらい、視察に行ったところに、研修に行ったところに60億ぐらいの温泉の費用はかかったちゅうことを伺ったら、そのほかのことは陳情者の方から、いろんなことの議題というか、今後勉強してまいりますという形でありました。

以上です。（発言する者あり）

執行部をなぜ呼ばなかったかということは、先ほどから言いますけど、やはり温水プールをつくるにして、やはり相当なお金がかかるんじゃないかちゅう形で、だから、ここにもありますように、温泉をまず掘って、それからいろいろしていきやあ、先ほども研修先でありましたように、60億ぐらいかかりますよち。そやから、そういう形で、そのほかに、研修先のいろんな形で、温泉は年寄りとか足の不自由な方には物すごく効果があるちゅうことで、素晴らしいことは皆さん一緒になって考えて、いいことだということなんですけど、やはりその先の温泉施設の利用価値じゃなくて、温泉をつくるときに、先ほどありました効果、そういうところの調査もほとんど行ってないという形で、資料不足じゃないかなちゅう形で、一応執行部のほうは呼んでおりません。

○議長（湯之原一郎君） 神村議員、よろしいですか。

○7番（神村次郎君） はい。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑ありませんか。——文教厚生常任委員長、続けてください。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 訂正します。先ほどの署名運動、第1回目が325筆で、後日、後でわかったのが第2回目の16枚で72筆で、合計397筆でありました。訂正をお願いします。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） これで質疑を終わります。

委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。

本件につきましては、2名の議員より通告がありました。まず、13番、渡邊理慧議員の発言を許します。

○13番（渡邊理慧君） 陳情第7号 「市営温水プール」の設置を求める陳情書について、原案に賛成の立場から討論をいたします。

まず、プールで泳ぐ、水中歩行をするということは、健康づくりにとても効果的であるということ は皆さんご存じだと思います。浮力により負荷がかからず、膝や腰が悪い人でも運動ができるということで、病院の治療の一環としても取り入れられております。今回の陳情者は足も悪いそうで、運動は難しいため、リハビリの一環としてもプールで歩きたいという思いが強く感じられ、署名運動も行っております。

また、子育て中の方や子どもたちからも、近くにプールが欲しいという声はたくさん出ております。民間のプールへ通うのではなく、ちょっとした運動がしたいというときや子どもたちを遊ばせたいというときには、始良市外へ足を運ばなければならないという現状です。どこの市営プールもおよそ300円程度で利用でき、子どもや高齢者は半額といったところがほとんどです。

私は以前、一般質問した際に調べたことがありますが、霧島市のプールでは、昼間は高齢者が多く、夕方以降は一般の方もよく利用されており、始良市からも結構来られますということでした。しかし、車に乗れない人や特に高齢者の方はわざわざ遠くまで行くことはできません。私たちが実施した市民アンケートでも、プールを近くにつくってほしいという回答がたくさん寄せられました。

委員長報告でもありましたが、陳情者が言うには、ある程度の規模を想定すれば、協力して、施設とか経費とか一緒に研究したいということも言っております。この件につきましては、以前からもずっと要望がありますが、今後検討していくべきであると考えます。始良市には1つはあってほしい、市営プールをつくってほしいという市民からの要望です。

財政のことは首長の決めることであり、議会は市民の代表として要望に耳を傾けるべきであるということから、原案に賛成の討論といたします。

○議長（湯之原一郎君） 次に、6番、谷口義文議員の発言を許します。

○6番（谷口義文君） 陳情第7号 「市営温水プール」の設置を求める陳情に対して、原案に賛成の立場で討論いたします。

まず、この件に関しては、多くの市民の長年の要望が根強くあること、また、民営の温水プールは市内に1か所だけしかないこと、この民営の施設は1日に数百人、土・日はまだ多く利用があり、日常的に混雑していること、市内にほかにプールがあれば、利用者は待機者も含めまだまだ増加が見込まれます。

スイミングが、手術や病後の機能回復の体力向上、健康促進に効果があり、果たす役割が多大であることは周知の事実であります。子どもから高齢者まで、健康づくりと楽しい交流の場として、市民生活の向上に不可欠であり、また、そのことが生きがいとなり、医療費削減にもつながるものだと考えます。

また、陳情者との質疑においては、場所、規模、費用等、踏み込んだ議論はありませんでしたが、財政的にもそう簡単にできるものではないと答弁したところであります。

委員会では、費用の問題のほか、既存施設の利用、例えばサンピアあいらのプール、またプール利用券の配付等々、多くの意見が出されましたが、委員会の採決は、陳情されている考え方は理解できるが、がしかし、それ以上はという、陳情に対しては実質不採択ともとれる趣旨採択という早急過ぎる結論に至っております。

このように多くの問題提起がなされたわけであるからこそ、もっと時間をかけ、慎重に多方面からの意見を取り入れ、あらゆる角度から議論を深め、今後、この問題提起も含めて、市民の切なる願いを継続して検討していくべき重要課題であると捉え、以上、賛成討論といたします。

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） まず、反対者の討論を許します。次に、賛成者の討論を許します。

○14番（堀 広子君） 陳情第7号 「市営温水プール」の設置を求める陳情に、原案に賛成の立場で討論を行います。

温水プールの必要性については今両議員から詳しくありましたので、私は委員会で趣旨採択になりました件について述べます。

請願や陳情に対しての議会の意思決定は、理論的には採択か不採択かの2つしかありません。趣旨採択とは、地方議会運営の事典によりますと、「願意は妥当だが、実現性の面で確信が持てないといった場合に、不採択とすることができないとして決定する方法で、あくまでも便宜的な処理方法であって、乱用してはならないあいまいな方法」と書かれております。趣旨採択は、願意が妥当であると認められる場合であることが前提になります。気持ちはわかるけど、また趣旨は理解できるなどといった理由では趣旨採択とすべきではありません。願意の妥当性が一番のポイントです。

地方自治法第1条の2では、地方公共団体の役割として、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とするとあります。まさに市営プールは健康増進を図る大切な福祉的施設であります。さきの一般質問の市長の答弁でも、市庁建設とあわせて今後検討しますということで、実現不可能ではございません。また、財政面でも補助金もあると聞いております。市営プールは市民の強い要望です。議員の責任ある態度が求められます。

以上、原案に賛成の立場で討論いたします。

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。——ありませんか。（発言する者あり）

○議長（湯之原一郎君） 暫時休憩します。

（午後1時45分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時47分開議）

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから、請願第7号「市営温水プール」の設置を求める陳情書を採決します。この採決は押しボタン方式によって行います。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。本件を委員長の報告のとおり趣旨採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（湯之原一郎君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） なしと認めます。採決を確定します。賛成多数です。したがって、請願第7号は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第16、陳情第8号「川内原発2号機の再稼働にあたって、九州電力に対して住民説明会開催を申し入れることを求める」陳情書を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（神村次郎君） 登壇

ただいま議題となりました陳情第8号「川内原発2号機の再稼働に当たって、九州電力に対して住民説明会開催を申し入れることを求める」陳情につきまして、審査の経過と結果について報告します。

当委員会は9月16、30日に開会し、委員会を協議会に切りかえ、陳情者山中六江氏に趣旨説明を求め、詳細に審査しました。

陳情の趣旨、九州電力は2015年8月11日、川内原発1号機の再稼働に踏み切りました。しかし、直後の8月20日、復水器から海水漏出事故が発生しました。この復水器は、2006年1月以降、9年以上も点検していなかったことが明らかになっています。2015年8月26日の新聞です。

また、川内原発2号機の蒸気発生器は大きな問題を抱えています。九州電力が2009年11月、経済産業大臣に申請していた、「川内原発2号機の蒸気発生器取りかえなどにかかわる原子炉設置変更許可」願いは、2012年12月許可されています。交換の時期は2014年度となっていました。いまだに

交換は行われていません。老朽化した原発の安全性向上のために交換を申請してははずです。

川内原発2号機の再稼働にあたって、当自治体住民の生活圏が30km圏内という至近距離にあることを考えれば、事業当事者である九州電力が当自治体住民に対し、公開の場で説明会を開催するのは当然のことです。

以上に基づき、下記陳情いたします。記、議会として九州電力に対し、「川内原発2号機の再稼働にあたって、至近距離にある当自治体で公開の場での住民説明会開催を申し入れてください。」という内容でした。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、皆さんの説明の仕方や出席された市民の質問の仕方など、混乱を生じないような説明会に持っていくべきではないかと考えます。批判は批判でいいですが、質問のポイントを川内原発に絞った説明会ということで求めていかれてはいかがでしょうか。答弁、住民説明会を実施するときに具体的にどのような内容にするかということは、当然調整が行われるべきで、行政のしかるべき部署や住民団体の方と混乱が起きないように下打ち合わせをするべきです。その中で、いろいろな論点の整理や地震の問題、火山の問題、復水器の問題などテーマを区切って、混乱しないように、司会者を中立の方をお願いするという事はできると思います。

質疑、九州電力が、町内会や中学校区単位などで説明会を既に行っているという情報がありますが、確認はされていますか。答弁、九州電力に、ことしの1月から住民説明会を開いてくださいという約11万人の署名を一括提出しましたが、九州電力としては、住民説明会の予定はないということでした。どこの誰に対しても、フェイス・トゥ・フェイスで丁寧に話をしたいということでした。しかし、それは全く詭弁で、彼らが行っているのは、議員、町内会長、婦人会などの代表者など影響力のありそうな人たちに対する説明で、これは言ってみれば説得活動に等しいと思います。

質疑、県議会議員は、原発の危険性や詳しい説明を受けられたのでしょうか。また、県が2,000人規模で説明会を1回開くということについてどのように思われますか。県議会に陳情書を提出していますが、なかなか説明をさせていただきません。それと県の2,000人規模の説明会は、完全にガス抜きというか、アリバイづくりだと考えます。説明会はあくまでも再稼働を始める前に実施し、それを聞いて、住民や議員が決定するべきですが、既に再稼働したけれど、説明会は行いましたというアリバイづくりです。

質疑、30km圏内に対する九州電力側の説明は、これまでどのような内容でされていますか。答弁、福岡の玄海原発では公開討論会が行われ、賛成派と反対派を呼んで、先生方同士でいろいろ議論がされています。鹿児島では、九州電力はこの20年くらい説明会は実施していません。

陳情者退席の後、協議会を委員会に切りかえ、議員間討議に入り、次のような討議がありました。

九州電力は十分に住民説明会を行うべきだが、今回の陳情内容を見ると、陳情者のための説明会になり得るのではないかと危惧する。陳情者の方々が説明会に来られて、会場の雰囲気壊すようなことがあってはならない。市民のために説明会が行われるべきで、それぞれの地区や校区で大なり小なり個別に説明会をやるほうがいいと思う。

前回は期限が迫っている中で、再稼働前に説明会をということだったので反対したが、2号機の再稼働にあたって、九州電力は住民の不安に対して真摯に説明責任を果たす義務がある。

宮之城町の説明会に行ったが、参加者は抽せんで選ばれて、発言時間が制限されていた。会場の雰囲気がおかしいというようなことはなかった。ひとたび原子力発電所の過酷事故が起こると、まちが

崩壊してしまうという福島の現実からすると、九州電力は、会社の責任として再稼働前に説明をすべきだと思う。

前回の再稼働前の説明会実施は不採択としたが、原発事故があってから4年が経過し、大きな災害のことを再認識すると同時に、もし再度事故があれば大きな事故になるということ、30km圏内あるいは始良市全体の市民が少しでも認識を改めるためにも、心情的にも今回は説明会を実施すべきだと思う。

昨年6月の大山地区での住民説明会で、なぜ九州電力は出席しないかという声があった。特に蒲生の松生地区の方々にとっては、30km圏内ということでどうしても不安があると思う。今回は公開の場で住民説明会を開催することは、企業としての一番の説明責任を果たすということではないかと感じている。

以上の議員間討議の後、討論に入り、次のような討論がありました。

賛成討論、この陳情に賛成の立場で討論に参加します。川内原発1号機は再稼働しましたが、問題がたくさん残されたままです。このまま運転を続けると、使用済み核燃料の貯蔵は七、八年しかできません。新基準による検査で、どこがどのように安全になったのか。また、県民が避難するときの不安を取り除くための詳しい説明が必要です。また、重大事故が起こったときの指令拠点施設もまだ完成していません。再稼働はしましたが、責任は誰が持つのか明確になっていません。九州電力は、企業としての社会的責任を果たすために、この住民説明会をぜひ開催すべきだと思います。

以上のような討論の後、採決に入り、採決の結果、陳情第8号「川内原発2号機の再稼働にあたって、九州電力に対して住民説明会開催を申し入れることを求める」陳情書は、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○17番（和田里志君） 陳情第8号につきまして、若干質疑をいたします。

まず、陳情者ですが、陳情者から趣旨説明を受けて審査したということで委員長の報告でございしますが、聞くところによりますと、陳情者以外にも、何かネットワークの方かどうかわかりませんが、見えて、質疑に対する答弁はほとんどその方がなされたというふうにお聞きしましたが、その辺の事実関係をお願いします。

それと、公開の場で説明会をと、ほかの市町村でも同じようなことがずっと叫ばれてるわけですが、なぜ個別の説明ではいけないのか、その辺の議論がなされたのかどうか。

また、説明会をするにあたっては、答弁者は、行政のしかるべき部署や住民団体の方と混乱が起きないように下打ち合わせをするべきということで述べていらっしゃるんですが、行政側、執行部を呼んで、その辺のところを確認したのかどうか、あるいは九電と確認をとったのかどうか。

それと、川内原発2号機の再稼働にあたってということで陳情を出されてますが、時系列的な関係もありますけれども、もう既にこの中旬、再稼働がほぼ決まっているというような報道もあるわけですが、実際に無理じゃないかなという気もします。その辺をどのように質疑があったのか。

それと、本当に地元で公開の説明会を求めています。この始良市内の人たちが果たしてどの程度説明会を求めてくれと言われてるのかどうか、その辺の調査をされたのか、まずお尋ねします。

○総務常任委員長（神村次郎君） 最初の、1番目の質問ですが、陳情者のほかに説明者が1人来りましたが、そこら辺の経過をとということですが、総務常任委員会では、これまでも陳情者が説明の補佐を求められるときには、委員会としては許可をしています。

それから、個別の説明会ではいけないのかということですが、この議論の中でもありましたように、個別の議論となりますと、意見が偏ってしまうのではないかと、同じ考え方の人たちだけでなってしまう。でなくて、公開の場で司会者を立てて説明会することになると、司会者もそれなりの中立的な人を選ぶ必要がありますし、どういう内容で説明会を開催するのか、そういった議論がされるべきである、そこら辺を委員会としてもお聞きをしました。そういった内容で、公平・公正に議論ができるように、説明会を開催するときにはそういう事前協議をするべきだということをお陳情者も話しておられました。

それから、司会者に中立の人をとということで話をされましたが、九電とか当局に聞いてみたかということですが、ここは聞いておりません。

それから、説明会を開催するには、2号機も再稼働が今月中旬です。そうすると、無理ではないかという質問ですが、私はこの議論の中で、これまでも始良市議会の中では何回かの陳情、請願の中で議論をしてきた経過がありますが、事業責任者として、討論の中でもあります、事業責任者として、避難の方法、それから原発の関係の人たちが公開で討論を求められています。例えば火山の問題、地震の問題、幾つかありますが、そういった問題について納得のいく回答はされていない。そういうことから、そういった問題について、やっぱり公開の場で説明会すべきだと。そういうことからすると、再稼働をしますが、それには関係なく、やっぱりそういった問題について九州電力は事業者責任者として説明すべきだと、そういうことになる。

それから、この陳情に対して、始良市でどれぐらいの陳情に賛成する人がいるのかということですが、これは数値的にはつかんでおりません。そういう疑問もございましたが、以前、説明会、陳情をされた団体は300人ぐらいの団体の代表の方でした。それから、あと私がこの接触をする中では、結構やっぱりおかしいのではないかと人たちがおられます。

以上です。

それから執行部ですね、執行部は今回はお聞きをしませんでした。前回は執行部を呼んで聞きました。前回の6月でしたかね、前回の時には危機管理課を呼んで、説明会と、それから訓練の実施を求める陳情でしたが、これについては危機管理課で聞きました。説明会の訓練については、再稼働前に何回かの、9市町村に呼びかけがあって、事前会議がされて、そして、あと1回の集約の会議があったんですかね、何回か会議がされてきたんだけど、再稼働前には説明会はなかったということでした。そういうことで、今回は呼びませんが、前回呼んでいます。

○17番（和田里志君） 執行部は呼んでないということですが、先ほどの陳情もありましたが、私たちは、市民から陳情あるいは請願が出された場合は、慎重に、そしてまたそういった実現性も含めて審査するわけですが、それと、公開でないと中立性が保てない、そういう話もありました。それこそが、いわゆるいろんな団体、そういった方々の考え方であって、例えば、始良市内で始良市民に対する説明会を開いてくれと、あるいは何々をしてくれという、始良でしてくれという場合に、少し言葉が過ぎるかもしれませんが、部外者が入ってきていろいろと説明する、その補佐をつける

いう意味ではそれはよくわかるんですが、そういう審査をすれば、逆に少し政治色がかったようなことも考えられますし、それこそ中立性が保たれないのではないかと考えます。

それは別としまして、始良市内でも九州電力は、今年の4月から私の把握しているこの8月まで、約20回近く個別の説明会を開いているわけですが、そしてまた、それに600名を超える方々が説明を聞きに行ってらっしゃる。逆に、直接その当事者である事業者からはっきり直接話を聞いたほうが理解しやすい面もあると思うんですが、そしてまた、じっくりと話も聞ける、そういうところもあると思うんですが、再度お尋ねしますが、そこら辺を執行部、九州電力の考えを聞こうという話はもう全く出なかったのか。以前呼んでるから、それでいいということになったのか。

それと、県のほうでも既に説明会の実施を発表されてると思うんですが、恐らくこの陳情を審査する時点では、大方の日程も、あるいはまた、直接のこの陳情書は関係ないかもしれませんが、避難訓練のことも知事が表明されておりました。そういうこととの関連性についての質疑はなかったのか、お尋ねします。

○総務常任委員長（神村次郎君） 公開の場の説明会、それから個別の説明会という話ですが、陳情者も個別の説明会を否定をされてはおりません。それなりにやっぱり説明会はされているので、それを否定をすることはされておりませんが、ただ、公開の場ですると、いろんな意見、同じまちだけじゃなくて、例えばほかのまちから来られた人たちのいい意見もありますし、参考になる意見もあるだろうと、そういった意味では、公開の場のほうがいろんな問題について幅広く意見を聞く、参加した人も意見を聞くことはできるだろう、そういった意味では個別に説明会をすることを陳情者も否定はされておりません。

それから、九電からの意見は聞かんかったのかちゅうことですが、そこまではこの委員会の中では出ませんでした。

それから、県の説明会は開催をされるということですが、12月に訓練ですかね、11月に説明会、そういうことにされていますが、ここら辺の議論はありませんでした。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） これで質疑を終わります。

委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。

本件につきましては、4名の議員より通告がありました。まず、5番、堂森忠夫議員の発言を許します。

○5番（堂森忠夫君） 陳情8号に対して反対の立場で討論いたします。

私は以前、川内原発3号機増設建設の反対陳情が提出された時は、日本の高度経済成長の時代のような電力エネルギーは必要ないと判断し、建設反対に賛成いたしました。今回は、県が再稼働を認めた現在の状況では、陳情に反対といたします。

その理由としては、議会運営を経営的に捉えると、行政運営の末端は、国、県と連携した運営を遂

行することにより始良市は発展すると捉えています。鹿児島県の伊藤知事は、原子力規制委員会が川内原子力発電所1・2号機の安全対策が新規規制基準を満たしているとの審査書を了承したことに対して、世界最高新規規制基準に適合するとして、原子炉設置変更許可審査書が出せたことは、規制委員会により安全性が確保されたことが確認されたと考えており、その審査結果についての住民説明会を開催したいとのコメントを発表されました。九州電力に対しては、今後とも安全確保に適切な対応をお願いしたいと考えていると述べておられます。

今後の説明会は、始良市にとっては、県からの指導や対応の要請があれば、連携した活動を展開すればよいと考えます。現時点において議会が方向を示すことは、始良市全体の利益にはつながりません。控え目の行動がよい結果を生じると捉えて、陳情に反対いたします。

陳情者は、原発に対して、再稼働中止、即原発ゼロが根底にあります。もし、今の段階でゼロにしたら、どのような結果を生じるのでしょうか。平成25年度、日本は外国から化石燃料を3兆6,000億円輸入し、1日100億円の燃料経費を充ててきました。原発をゼロにし、今後も輸入量を継続するならば、輸入経費はまだまだ上がると同時に、CO₂がふえて大気汚染につながると予想されます。地球規模の健康と安全、安心を追求すると、中国は二酸化炭素を出す石炭を世界で一番多く火力発電に使用し、PM2.5問題を解消することが一番の課題です。中国は日常生活において、人体の健康を考えると、マスクなしでは外に出られないような状態です。また、その大気汚染は日本へ悪影響を与えているのが現実です。この課題を解決し、大電力を起こすシステムは、現時点で世界中の技術を結集しても、原発にまさる候補はありません。

2015年1月現在、世界では31か国で431基の原子力発電所が運転中です。さらに中国では26基が建設中です。世界では17か国で76基が建設中です。計画中の基数は、中国が30基を頭に、23か国で合計107基が現在計画中です。スウェーデンは原発が10基あり、原子力政策を継続し、建てかえを認めています。フィンランドは原子力推進を堅持し、使用済み燃料の最終処分場の建設が決定いたしました。一方、ドイツは9基ありますが、脱原発を決定し、2022年までには全ての原子炉を閉鎖する予定ですが、欧州は各国と送電線がつながっており、フランスから電力を買っている状態です。

日本は、想定外の津波によって幾つかの原発が大被害を受けましたが、東北電力の女川原子力発電所の地域では、過去に何度も津波の被害を受けて、津波の怖さを言い伝えていたため、主要施設が標高14.8mに建設されていたので、東北の他の原発施設よりも被害は少ない状態でした。想定外の災害に耐えた女川原発施設は、世界中の関連技術者から注目されています。

日本の原発技術は、大きな地震や津波を経験するたびに設計基準が厳しくなり、原発技術は世界で一番と言われています。日本がこの技術開発を中止すると、どうなるのでしょうか。地球規模の経済発展により、世界中では原発施設開発がどんどん進む中で、技術的に劣る危険な施設がふえることにつながります。そのようになると、今以上に放射能が大気中に放射するのではないのでしょうか。原子力発電は、発電する時に二酸化炭素を全く排出いたしません。地球温暖化防止の観点からはすぐれた発電方法の1つとされています。

しかし、原発は多くの危険性がありますので、日本政府は未来へ投資し、30年後は水素ガスから電気をおこす開発に取り組んでいると聞きますので、それまでは再生エネルギーや電力量のバランスをとりつつ、原発を即ゼロにするのではなく、少しずつ減少させる政策に努め、フィンランドに学び、使用済み燃料の最終処分場の建設を早急に進める政策を前進すべきです。

陳情者は、議会として九州電力に対して住民説明会を申し入れてくださいと述べていますが、議会

組織運営の角度から判断すると、市長を飛び越えて、議会が一企業に対して圧力をかけるのはいかなものかと疑問が募ります。市においては、全て市長の意見、判断が一番であると捉えています。

最後に、総務委員長の位置は始良市議会の幹部の位置であり、始良市全体の奉仕者として任務を遂行するならば、中立的な立場に立って判断や発言をすべきです。委員長を推薦する一部の市民の立場を強調して討論に参加したりする行動は、委員会に対して圧力をかけていることに捉えられますので、委員長としては一方的な発言は控えるべきです。

さらに、陳情者と一緒に元知事選に立候補された方が同席され、挨拶の中で、他市では呼ばれないが、始良市議会から呼ばれてうれしく思っているような発言があったと聞きますが、原発に反対派だけを呼ぶ偏った審査ではなく、九電の担当者にも呼びかけて、双方の説明に傾聴する姿勢が求められます。今回の総務委員会の判断は公平な審査と言えるのでしょうか。委員長の采配が大きく影響したように思われます。

○議長（湯之原一郎君） 堂森議員、今の討論の趣旨は。

○5番（堂森忠夫君） そのようなことで陳情に反対いたします。よって、再度今回の陳情には反対し、県の動向や指導、指示に従う方向を選択することは、市民の安全、安心と繁栄に応えられる判断だと強く述べて、反対討論の発言を終わります。

○議長（湯之原一郎君） 暫時休憩します。

（午後2時19分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時04分開議）

○7番（神村次郎君） 動議を提出いたします。

堂森忠夫議員に対する懲罰動議です。会議規則第160条第1項の規定により提出をします。

理由は、平成27年10月9日に、堂森忠夫議員が陳情第8号の討論中に、「最後に、総務委員長の位置は始良市議会の幹部の位置であり、始良市全体の奉仕者として任務を遂行するならば、中立的な立場に立って判断や発言をすべきです。委員長を推薦する一部の市民の立場を強調して討論に参加したりする行動は、委員会などに対して圧力をかけていることと捉えられますので、委員長としては一方的な発言は控えるべきです。」、中は中略しますが、「今回の総務委員会の判断は公平な審査と言えるでしょうか。委員長の采配が大きく影響したように思われます。傍聴者の皆さん、いかがでしょうか。各総務委員は、全体の奉仕者としての議会活動に徹しているか反省し、採決に臨んでいただきたいです。」との発言がありました。これは、総務委員会の委員長として、中立性を何の根拠もなく誹謗中傷することで、委員長の職にある者の信用にかかわる問題であり、到底看過できるものではありません。また、その審査を行った総務委員会の委員の判断も、委員長の言葉に洗脳され、稚拙な判断をしたと、議員の資質について公然と批判をし、間接的に中傷することでもあります。

以上、動議を提出いたします。

○議長（湯之原一郎君） ただいま神村次郎議員外3人から、地方自治法第135条第2項の規定によって、堂森忠夫議員に対する懲罰の動議が提出されました。

○議長（湯之原一郎君） この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることについて採決します。この採決は起立によって行います。この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立多数です。この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 追加日程第1、堂森忠夫議員に対する懲罰の動議を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 堂森忠夫議員に対する懲罰の動議を可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立多数です。よって、堂森忠夫議員に対する懲罰の動議は可決されました。

○議長（湯之原一郎君） ここで、委員8人で構成する懲罰特別委員会を設置し、委員を選任いたしますので、しばらく休憩します。

(午後4時06分休憩)

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後4時12分開議)

○議長（湯之原一郎君） ただいま設置されました特別委員会の委員は、配付しました名簿のとおりで、委員長に東馬場弘議員、副委員長に堀広子議員が選任されたとの報告を受けました。

○議長（湯之原一郎君） ここでお諮りします。ただいま設置されました懲罰特別委員会に堂森忠夫議員に対する懲罰の動議を付託し、閉会中の継続審査としたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。よって、本件は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 引き続き日程第16、陳情第8号の討論を続けます。次に、10番、本村良治議員の発言を許します。

○10番（本村良治君） 私は、この陳情に賛成の立場で討論に参加します。

川内原発1号機は再稼働しますが、問題はいまだに残されたままです。例えば、使用済み核燃料の最処理技術は完成していません。このまま運転を続けると、使用済み核燃料の貯蔵は約20日しかでき

ません。そのときはどうなるでしょう。まさにトイレのないマンションではありませんか。また、9年以上点検されていない復水器もそのまま使われ続けています。また、重大事故が起こったときの指令拠点施設もまだ完成していません。新基準による検査でどこがどのように変わったか、安全なのか、しっかりと住民に説明する必要があります。そういう意味でも、九電は企業としての責任を果たす上でもこの説明会についても必要です。以上、私の賛成の討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） 次に、7番、神村次郎議員の発言を許します。

○7番（神村次郎君） 陳情第8号 「川内原発2号機の再稼働にあたって、九州電力に対して住民説明会開催を申し入れることを求める」陳情に対して、賛成の立場で討論します。

川内原発1号機は、多くの県民が再稼働に反対する中で、8月11日再稼働をしました。2号機も今月中旬再稼働することは伝えられています。県は、11月中旬に県民説明会の実施を、12月下旬に避難訓練の実施を発表しました。しかし、再稼働直後、復水器の事故が発生しました。九州電力は、1号機再稼働には万全を期すると言っていたはずですが、復水器細管のチェックはなされていたのでしょうか。1号機運転開始から32年目の老朽化の域に入っており、細管損傷は老朽化の兆候ではないでしょうか。加圧水型原発における水循環は、1次系、2次系及び復水器における冷却水循環が存在しており、言うまでもなく、それぞれ深く関連しています。放射性物質がないから2次系は重要ではないという考え方自体が誤りであると、原発に詳しい小出裕章氏は言っております。

九州電力は、安全優先ではなく、原発運転優先の姿勢で、極めて有悪であります。原発の安全性、避難計画の実行性など、課題に依然として市民は不安を持っています。これまで地震問題についての見解の相違、カルデラ巨大噴火対策の問題、過酷事故対策、使用済み燃料の処理の仕方など懸念が示されていますが、事業者としての納得のいく説明はされていません。原発の事故の第一義的な責任は電力事業者であることは新規制基準でも明確にされています。川内原発から30kmから40km圏にある始良市民の不安解消のためにも、ぜひ公開の場で説明会を実施することが九州でもトップのクラスの企業の責任ではないでしょうか。

以上、賛成討論とします。

○議長（湯之原一郎君） 次に、8番、田口幸一議員の発言を許します。

○8番（田口幸一君） 私も、「川内原発2号機の再稼働にあたって、九州電力に対して住民説明会を申し入れることを求める」という陳情書に賛成の立場で討論いたします。

まず1点目は、きょういただいた、今議論になっている、4ページの上のところですが、約11万人の署名を一括提出しましたが、九州電力としては、住民説明会の予定はないということでした。このことは、住民は、九電の1号も再稼働して、2号機が再稼働するちゅうことは、住民は非常に不安に思っているというふうに私は考えます。

2点目は、この資料の5ページですが、30km圏内あるいは始良市全体の市民が少しでも認識を改めるためにも、心情的にも今回は説明会を実施するべきだと思う。私もそう考えます。

3点目は、昨年6月の大山地区での住民説明会で、なぜ九州電力は出席しないのかという声があった。特に蒲生の松生地区の方々にとっては、30km圏内ということはどうしても不安があると思う。

今回は公開の場で住民説明会を開催することが、企業としての一番の説明責任を果たすということではないかと感じている。私もこのように考えます。福島第一原発の災害は二度と起こしてはならないと考えます。

以上を申し上げ、この陳情に賛成いたします。

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから、陳情第8号 「川内原発2号機の再稼働にあたって、九州電力に対して住民説明会開催を申し入れることを求める」陳情書を採決します。この採決は押しボタン方式によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（湯之原一郎君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） なしと認めます。採決を確定します。賛成多数です。したがって、陳情第8号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） ここでしばらく休憩します。

（午後4時21分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時24分開議）

○議長（湯之原一郎君） ここでお諮りします。産業建設常任委員長より、発議第9号 TPP協定交渉の大筋合意に対する意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。発議第9号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） **追加日程第2、発議第9号 TPP協定交渉の大筋合意に対する意見書を議題とします。**

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。ただいま議題となっています発議第9号は、会議規則第37条第3項の規定によって、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。発議第9号は、趣旨説明及び委員会付託を省略するこ

とに決定しました。産業建設常任委員長、登壇ください。

○議長（湯之原一郎君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから、発議第9号 TPP協定交渉の大筋合意に対する意見書を採決します。この採決は押しボタン方式によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（湯之原一郎君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） なしと認めます。採決を確定します。賛成全員です。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君）

日程第17、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件

及び

日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

を一括議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 各常任委員長と議会運営委員長より、会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しました「継続審査・継続調査事件一覧表」のとおり申し出がありました。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・継続調査とすることに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第19、議員派遣についてを議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 議員派遣については、会議規則第167条第2項の規定によって、議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書をお手元に配付しております。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。議員研修等の派遣については、行事計画書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。議員研修等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。本会議中の案件中、字句等の軽微な整理を要するもの、行事計画等の変更等については、その整理を議長に一任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、字句等の軽微な整理、行事計画の変更等は、議長に委任することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議を閉じ、平成27年第3回始良市議会定例会を閉会します。

（午後4時29分閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

始良市議会議長

始良市議会議員

始良市議会議員